

[総括表]勤務条件等に係る制度改革 (H30.4施行)

○育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、小学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。

項目	改正の概要	改正
「子育て時間」の創設	育児のための部分休業(1日2時間以内:無給)について、対象となる子の範囲を拡大する。 [現行]小学校就学前まで → [改正後]小学校6年生まで	勤務時間条例
無給休暇における 給与支給規定の整備	時間単位の無給休暇に対応するため、日割計算に加え、時間割計算での支給方法について規定する。	勤務時間条例
介護事由が消滅した場合の 高齢者部分休業からの復帰 手続の明確化	介護を理由として高齢者部分休業を取得した場合において、介護対象者が死亡又は介護施設等に入所して介護事由が消滅したときであって、職員から高齢者部分休業の承認の取消しの申出があったときには、部分休業を取消することができる旨を明文化し、より利用しやすい制度とする。	高齢者部分 休業条例
【保育所に入所できない場合】 非常勤職員の 育児休業期限の延長	[現行] ①原則:1歳まで ②子どもが保育所に入所できない場合:1歳6ヵ月まで →[改正後] ③(追加)1歳6ヵ月まで取得してもなお保育所に入所できない場合:2歳まで *非常勤職員のみ(正規職員は3歳まで可)	育児休業条例
【保育所に入所できない場合】 育休の再度取得等 の制限撤廃	子どもが保育所に入所できない場合について、 ①育児休業の再度の取得 ②育児休業の再延長 ③育児短時間勤務の1年以内の再取得 を可能とする。 *正規・非常勤共通 (③は正規のみの制度)	育児休業条例

○制度施行:平成30年4月1日 (平成30年2月議会において一括条例により改正)